



参庶文発第 // 号
令和 3 年 2 月 22 日

林弘法律事務所
弁護士
山中 理司 様

参議院事務局庶務部文書課長



事務局文書不開示通知書

令和 3 年 1 月 28 日付けの事務局文書開示申出書に記載された文書について、下記のとおり開示しないこととしましたので、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程第 9 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

1 不開示とした文書の名称

参議院事務総長の事務引継書（直近の事例に関するもの）

2 不開示とした理由

参議院事務局は、本件申出に係る文書を作成しておらず、文書が存在しないことから不開示とする。

(注) 事務局文書の一部又は全部を開示しないことについて苦情がある場合には、事務局が本通知を発出した日の翌日から起算して 3 月以内に、所定の書面にて、事務局に対して苦情を申し出ることができます。

（参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程第 13 条、第 14 条及び第 15 条）

（担当） 文書課 電話 03 (3581) 3111 (内線 74007~74010)